

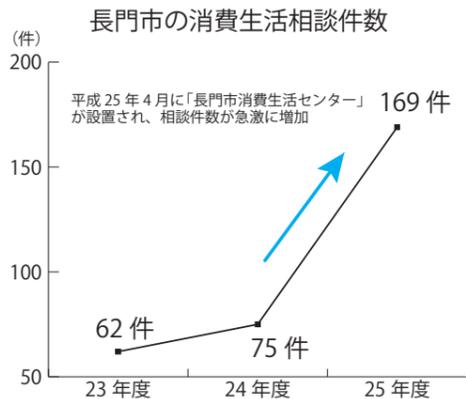
5月は「消費者月間」です

「つながろう消費者」安全・安心なくらしのために

消費生活センターの活動紹介

消費生活相談

平成25年4月1日に「長門市消費生活センター」が設置され、相談件数は前年度の2倍以上に増加しました。また、悪質業者の手口も複雑・巧妙化し、相談内容も深刻化しています。



主な相談事例と対応

【事例1】送りつけ商法のトラブル

Q 突然、自宅に業者から電話があり、「以前注文された健康食品を送ります」と言われた。しかし、頼んだ覚えがないので断ると、「証拠の録音テープがある。買わないと営業妨害で裁判にかける」と脅され、自分の記憶違いかと思い、契約を承諾した。
後日、代金引換で商品が届き、代

金を支払い、これで終了と思っていたところ、1週間後に再度同じ業者から商品が届いた。今回は不審に思い、お金を支払っていないが、今後の事を考えると不安で眠れない。どうすればよいだろうか。

A センターから業者に電話をし、相談者の意思を伝えたと

ころ、業者は承諾し、着払いでの商品返品を受け付けた。クーリング・オフ通知の書面と商品を送付したところ、後日、現金書留で全額返金があり相談終了となった。

【事例2】マルチ商法のトラブル

Q 母親が、数年前から特定の勧誘員に複数のマルチ商法の契約をさせられているようだ。認知気味で1人暮らしをしているが、ある日、母親の通帳を見ると多額の使途不明金があった。どうすればよいだろうか。

A 事件性の濃い事例であったため、警察署への相談を案内した。さらに、相談員と一緒に無料法律相談を利用し、センターで対応可能な範囲でのあっせんを行い、契約解除および返金となった。

相談受付機関・時間の一覧

	月	火	水	木	金	土	日
8時30分～17時	○	○	○	○	○	△	□※
17時～19時	△	△	△	△	△	×	×

○市消費生活センター Tel 23-1115
△県消費生活センター Tel 083-924-0999
□消費者ホットライン Tel 0570-064-370
※日曜日の相談受付は10時～16時
×相談窓口は開いていません



消費生活センターでは、しっかり聞き取りを行いますので、落ち着いて話してください。個室も完備しています。

被害にあわないためには

- ① うまい話にご用心
 - ② 勇気をもってハッキリ断りましょう
 - ③ 説明内容はよく聞いてから判断しましょう
 - ④ 日頃からの心構えが大切です
 - ⑤ 「おかしい」と思ったら早めに相談してください
- 消費生活相談を受ける際には**
- ① 原則、契約者本人が相談してください
 - ② 個人情報等の聴き取りをしますの
 - ③ 勧誘方法や説明を聴き取ります
 - ④ 契約書等の関係書類を用意してください
 - ⑤ 早急な対応が有効な場合があるので、早めに相談してください
 - ⑥ 相談は無料、秘密は厳守します

啓発活動

【出前講座の実施】

- 消費生活専門相談員が講師として出向き、無料で講座を実施します。
- 対象 いきいきサロン、婦人会、老人会等の少人数のグループ
 - 開催日 月～金曜日（祝日、年末年始を除く）
 - 講座内容 悪質商法にだまされな



▲サロン会での出前講座のようす

いために？／最近の消費生活相談事例から／クーリング・オフについて など

- 申込方法 所定の申請書に必要事項を記入し、消費生活センターに提出してください
- その他 休日開催希望で、大人数の団体の場合は、他機関の紹介などにより別途相談に応じます

【教材用DVDの貸出】

消費者啓発のための教材として、DVDを希望者（個人用は不可）に無料で貸し出します。地域の皆さんへの啓発または消費者教育に活用してください。



▲オリジナルDVD（若者編、高齢者編）



▲ながとふるさとまつりでの啓発コーナー



▲さまざまなリーフレットを用意しています

【啓発用リーフレット等の配布】
消費生活センターおよび悪質商法の被害防止についてなど、様々なリーフレットを用意しています。また、各種オリジナル物品を作成し、公的機関の窓口やイベントなどで配布しています。

【街頭啓発の実施】

各種イベントや店頭にて、センターの周知活動を行っています。

消費者問題に関する情報

第36回消費者月間大会記念行事

- 日時 5/23(金) 13:00～16:00
- 場所 アクティブやない 柳井市柳井3718-16
- 内容 記念講演など
- ・ 演題 「知っているだけでは防げない！だまし被害」地域の『絆』で未然の対策」
- ・ 講師 立正大学心理学部教授 西田公昭氏
- 参加料 無料
- 問い合わせ 山口県消費生活センター Tel 083-924-2421
- 消費者教育サロン「まなべる」
山口県消費生活センター2階の「子どもから高齢者まで体験しながら楽しく学べる空間」を利用してみませんか。
- 利用時間 平日9:00～16:30
- 問い合わせ 山口県消費生活センター 1 山口市葵2-6-2
Tel 083-924-2421
- 相談・各種申し込み・問い合わせ 長門市消費生活センター (市役所本庁1階市民課内)
Tel 23-1115